

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度 認証基準

下記項目により、取組を点数化し、合計130点以上で認証されます。【平成29年4月1日より適用】
(今回改正部分：★印)

項目 1 仕事と育児・介護を両立できる制度整備	点 数
(1) 仕事と出産・子育てを両立できる取組 (例) ・妊婦検診のための特別休暇制度 ・在宅講習、職場復帰直後講習などの職場復帰プログラム ・産前産後、育児休業中の代替要員の確保 ・産前産後、育児休業中のコミュニケーション(社内報の送付やメール交換等) ・法を上回る育児休業制度 ・法を上回る短時間勤務制度、看護休暇制度等 ★ ・フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な勤務制度 ・出産、育児で退職した者を対象とする再雇用制度 ・育児のための費用助成や事業所内託児施設の設置 ・配偶者出産休暇制度 ・学校行事参加のための特別休暇制度 等	1～2個＝10点、3個以上＝20点
(2) 仕事と介護を両立できる取組 (例) ・在宅講習、職場復帰直後講習などの職場復帰プログラム ・介護休業中の代替要員の確保 ・介護休業中のコミュニケーション(社内報の送付やメール交換等) ・法を上回る介護休業制度 ★ ・法を上回る短時間勤務制度、介護休暇制度等 ★ ・フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な勤務制度 ・介護で退職した者を対象とする再雇用制度 ・介護のための費用の助成 等	1～2個＝10点、3個以上＝20点
(3) 豊かな時間の確保や多様な働き方ができる取組 (例) ・ノー残業デーの実施など労働時間縮減の取組・年次有給休暇の計画付与など取得促進の取組 ・リフレッシュ休暇、ボランティア休暇などの休暇制度 ・育児・介護以外の理由で利用できる短時間勤務等柔軟な働き方が可能となる制度 ・自己啓発や地域活動参加などを行うための時間の確保ができる措置 等	1～2個＝10点、3個以上＝20点
(4) (1)～(3)による制度等を利用しやすくするための環境づくり (例) ・社内LAN等による制度の周知 ・社員向けマニュアルの作成・配布 ・社員向け研修の実施 ・相談窓口の設置 等	1～2個＝10点、3個以上＝20点
(5) 男性の育児参加促進、正社員以外への適用拡大の取組 ・(1)及び(3)(4)の取組のうち男性の育児参加促進につながるもの ・(1)～(3)の制度を正社員以外の社員に適用拡大した場合	各10点
小 計(最高点)	100

項目 2 実績達成	点 数
(1) 項目1の(1)～(3)の取組によって、制度利用者又は育児休業・介護休業取得者があった場合	50 100
(2) 小規模事業者において、前項の取得者があった場合	60
小 計(最高点)	100 (160)

項目 3 その他の加算	点 数
(1) 労使の合意によって制度化を図った場合	10
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った場合 (従業員101人以上の場合はインターネットで公表している場合)	10
(3) 次のいずれかの事業に登録している場合 ・子育て応援パスポート ・京都ジョブパーク企業応援団	5
女性活躍項目 (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った場合 ★	10
(5) 多様なキャリアコース設定の実績があった場合 ★ ・女性の非正規社員から正社員への転換 ・女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ・過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 ・おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	1～2個＝10点、3個以上＝20点
小 計(最高点)	55

合計(最高点) 255 点 (小規模事業者 315 点)